

情報管理委員会規程

(設 置)

第1条 公益財団法人佐々木研究所附属杏雲堂病院における情報管理及び広報活動について、情報の公正かつ適切な管理体制と開示体制並びに広報活動体制を確立し運営するために、「会議、委員会及び審議会設置規程」に基づき「情報管理委員会」（以下、「委員会」という）を設置する。

(構 成)

第2条 委員会は、次に掲げる職員をもって構成する。

- 1) 個人情報保護管理責任者
- 2) 医療情報システム管理責任者
- 3) 事務情報システム兼外部接続管理責任者
- 4) 医療情報システム担当者および事務情報システム兼外部接続担当者
- 5) 個人情報相談窓口責任者
- 6) 診療部門：病院長又は副院長 1名
- 7) 看護部門：看護部長又は看護師長 1名
- 8) 診療支援部門：薬剤科、検査科、栄養科、放射線科の各科長（技師長）
- 9) 事務部門：事務部長又は課長 1名
- 10) その他、病院長が指名した者

(運 営)

第3条 委員長は、病院長又は病院長の指名した者がこれにあたる。

- 2 委員会の議長は原則として委員長がこれにあたるが、特に委員長が構成員の中から指名した場合はこの限りではない。
- 3 委員会は、委員長が招集し、議題等付議すべき事項は、あらかじめ各委員に通知する。
- 4 委員会は、原則として年1回の定例会を開催する他、委員長の判断により臨時会を開催する。
- 5 庶務は、構成員の中から委員長により指名された者が、これを担当する。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、病院長の諮問に応じて、所掌事務について審議・答申するほか、所掌事務について病院長へ建議することができる。

- 2 委員会内に、次の各号に掲げる部会を設置し、担当事項を所掌する。
 - 1) 個人情報保護部会は、個人情報保護に関する以下の事項を所掌する。
 - ① 個人情報保護に係る各種規程・内規等の制定・改廃
 - ② 個人情報保護規程に基づく職員の教育
 - ③ その他、個人情報保護規程により定めたこと

2) 電子システム部会は、情報システムの運営管理に関する以下の事項を所掌する。

- ① 院内の通信ネットワークに関する事項
- ② 院外との通信システムに関する事項
- ③ 医療情報システム（電子カルテ等）に関する事項
- ④ 事務情報システム(含む外部接続)に関する事項
- ⑤ その他、情報管理に関すること

3) 広報部会は、広報活動に関する以下の事項を所掌する。

- ① 事業報告書および事業計画書に関すること
- ② ホームページに関すること
- ③ パンフレット、広報紙等に関すること
- ④ その他、広報に関すること

3 診療記録に関する医学的な面からの検討事項については、診療記録管理委員会で取扱うこととし、本委員会では取り扱わない。ただし、個人情報保護の面から必要な事項については、本委員会より診療録管理委員会に検討を要請する。

(付 則)

平成14年12月16日施行。

平成16年5月17日、一部改定。

平成17年11月21日、一部改定。

平成20年10月6日、一部改定。

平成27年9月24日、一部改訂。